

(仮称) 坂本こども園建築設計委託業務 特記仕様書 (案)

I. 業務概要

1. 業務名称

(仮称) 坂本こども園建築設計委託業務

2. 計画施設等概要

(1) 施設名称：(仮称) 中津川市立坂本こども園

(2) 敷地の場所：中津川市茄子川字長連寺地内

(3) 施設用途：幼保連携型認定こども園

※類型は予定である。

※岐阜県が定める認定こども園の基準を満たすほか、関係法令に定める基準を充足するもの。

3. 設計と条件

(1) 敷地の条件

①敷地面積：5,629㎡ (予定)

②用途地域及び地区の指定：都市計画区域内無指定地域Ⅲ (建ぺい率制限60%、容積率制限200%)

※敷地、形状等は予定であり確定したものではない。

(2) 施設の条件

①延床面積：1,300㎡程度を想定

②主要構造：技術提案による (木造1階建てを想定し基本構造とする)

③耐震安全性の分類

総合耐震計画基準による、耐震安全性の分類は次のとおりとする。

ア. 構造体類：Ⅱ類

イ. 建築非構造部材類：B類

ウ. 建築設備類：乙類

④定員等 (見込)

ア. 園児120人程度 (3歳児、4歳児、5歳児) ※うち発達支援児15人程度

イ. 職員25人程度

(3) 建設の条件

①予定工事費：5億円程度

②建設工期：建築工事 平成30年12月～平成32年2月
開園予定 平成32年4月

(4) 設計と条件の資料

①設計と条件については、次の資料による。

ア. 別紙 (仮称) 坂本こども園の基本コンセプト

イ. 企画書、プロポーザル競技による技術提案書

ウ. 指示事項書 (提案書との相違事項は、市との協議により決定とする。)

②運営計画に必要な諸室等は以下のとおりとする。

- ア. 職員室
- イ. 保育室：6室（2室／各年齢、50㎡程度／室）
- ウ. 発達支援児用保育室：3室（35㎡程度／室）※5人程／室を想定。
- エ. 遊戯室
- オ. 保健室
- カ. 調理室
- キ. 多目的室
- ク. その他必要となる室
- ケ. 屋外遊戯場（70m程度以上のトラックが確保できること）
- コ. 農園（50㎡程度）
- サ. その他（屋外遊具、屋外倉庫、フェンス等外構等）※常設プールは設置しない
- シ. 駐車場：職員及び利用者を含め最低70台程度を確保

II. 業務仕様

本特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書」によるものとし、発注者と受注者の協議により決定する。

1. 配置技術者

(1) 管理技術者

管理技術者は、建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士の資格を有し、設計業務等についての高度な技術能力及び経験を有する者とする。

(2) 主任技術者

各担当主任技術者は、建築（意匠及び構造）分野は一級建築士又は二級建築士、電気設備及び機械設備分野は建築設備士の資格を有する者とする。

2. 業務計画書

業務着手時に、次の内容を記載した業務計画書を作成・提出すること。

- (1) 業務遂行方針
- (2) 業務詳細工程
- (3) 業務実施体制及び組織図
- (4) 管理技術者、各種人及び担当技術者の一覧表及び経歴書
- (5) 協力者がある場合は、協力者の名称、業務分野、具体的な内容、協力を受ける理由及びその技術者の一覧
- (6) その他発注者が必要とする事項

※協力者との契約に当たっては、平成21年1月7日付け国土交通省告示第15号の報酬基準を参考に設計品質を確保する上で必要な報酬額で契約するよう努めること。また、印刷、製本、計算処理（構造計算、設備設計及び積算を除く）、透視図作成等の簡易な業務は除いてもよい。

3. 業務の内容及び範囲

設計業務は、本仕様書に基づき行うこと。

(1) 一般業務の範囲

①基本設計

- ア. 建築（総合）基本設計に関する標準業務
- イ. 建築（構造）基本設計に関する標準業務
- ウ. 電気設備基本設計に関する標準業務
- エ. 機械設備基本設計に関する標準業務

②実施設計

- ア. 建築（総合）実施設計に関する標準業務
- イ. 建築（構造）実施設計に関する標準業務
- ウ. 電気設備実施設計に関する標準業務
- エ. 機械設備実施設計に関する標準業務

(2) 追加業務の内容及び範囲

①積算業務

- ア. 建築積算
- イ. 電気設備積算
- ウ. 機械設備積算

②透視図作成

③計画通知、許可申請、認定申請手続き業務

④関係法令等に基づく各種申請手続き業務

- ア. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）に基づく施設整備
- イ. 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）に基づく施設整備
- ウ. 岐阜県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年岐阜県条例第63号）に基づく施設整備
- エ. 中津川市景観条例（平成19年中津川市条例第28号）に基づく施設整備
- オ. その他必要な関係法令等に基づく施設整備、届出・申請手続き業務

⑤省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続き業務

⑥リサイクル計算書の作成

⑦概略工事工程表の作成

⑧住民説明等に必要な資料の作成、説明会がある場合の支援

⑨外構工事に関すること

⑩補助交付金等申請手続き業務の支援

⑪家具・備品レイアウト業務

⑫地域・住民説明等に関する支援業務

⑬その他必要な業務

(3) 設計に必要な調査業務等

①造成設計

造成設計は実施済みであり、業務の成果を提供する。

②地質調査業務

地質調査業務は別途発注であり、業務の成果を提供する。

4. 業務の実施

(1) 一般事項

- ①本業務の実施は、本特記仕様書に基づき実施すること。
- ②受注者は、業務の実施にあたっては、発注者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置のもとで進めること。
- ③受注者は、業務の進捗に関して、発注者に対して定期的に報告を行うこと。

(2) 適用基準

- ①設計は、関係法令及び国土交通大臣官房官庁営繕部監修による「公共建築工事標準仕様書」(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編)の最新版に準拠する。
- ②積算は、「公共建築工事積算基準」(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)の最新版に準拠する。
- ③細部については監督職員の指示によるものとする。

(3) 打合せ及び議事録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督職員に提出すること。

- ①業務着手時
- ②監督職員又は管理技術者が必要と認めたとき
- ③その他

(4) 業務履行に係る条件

- ①成果品の提出場所 中津川市教育委員会事務局施設計画推進室
- ②成果品の取扱い

提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

5. 業務上の配慮事項

下記の事項に配慮するものとする。

- (1) 建築基準法ほか関係法令の規定、委託仕様書、適用基準を遵守し、監督職員の指示に従うこと。
- (2) 施設の性質に適合した設計とし、保育・教育の環境、子どもの動線等を考慮した上で最適な構造とすること。
- (3) 建築コストの低減を目指すほか、完了後の維持管理費等のコスト削減に留意すること。また、厨房施設等の付帯設備における熱源利用方式並びに設備の資材及び機器等の選定に当たっては、イニシャルコスト及びランニングコスト等の比較検討を行うこと。
- (4) 建物の長寿命化を考え、躯体の耐久性や更新性に優れたものとする。
- (5) 設計にあたっては、周辺への影響(日射、電波障害等)が生じないようにあらかじめ検討を

行うこと。また予想される事項については発注者と協議を行うこと。

(6) 環境問題に対応した施設とすること。

(7) 送迎時に渋滞等混雑のないよう送迎車(利用者及び関係者)の動線について検討を行うこと。

(8) 業務に関し、疑義が生じた場合は速やかに監督職員と協議の上、その指示に従い履行すること。

6. 成果品の提出

(1) 基本設計

| 区分 | 設計の種類等 | 部数 |
|--------|---|---|
| 建築（総合） | <ul style="list-style-type: none">・ 建築（総合）基本設計図書<ul style="list-style-type: none">建築計画説明書仕様概要書仕上概要書面積表及び求積表敷地案内図配置図平面図（各階）立面図（各面）・ 工事費概算書・ 仮設計画概要書 | 各1部 1部 1部 |
| 建築（構造） | <ul style="list-style-type: none">・ 建築（構造）基本設計図書<ul style="list-style-type: none">構造計画説明書構造設計概要書・ 工事費概算書 | 各1部 1部 |
| 電気設備 | <ul style="list-style-type: none">・ 電気設備基本設計図書<ul style="list-style-type: none">電気設備計画説明書電気設備設計概要書・ 工事費概算書 | 各1部 1部 |
| 機械設備 | <ul style="list-style-type: none">・ 機械設備基本設計図書<ul style="list-style-type: none">機械設備計画説明書機械設備設計概要書・ 工事費概算書 | 各1部 1部 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none">・ 透視図・ 模型・ リサイクル計算書・ () | 1部 1部 1部 |
| 資料 | <ul style="list-style-type: none">・ 各種技術資料・ 各記録書 | 一式 一式 |

- ・ 建築（構造）の成果品は、建築（総合）基本設計の成果品の中に含めることができる。
- ・ 電気設備及び機械設備の成果品は、建築（総合）基本設計の成果品の中に含めることができる。
- ・ 設計図は適宜追加することができる。
- ・ 成果品は、監督職員の指示により、製本とする。
- ・ 提出する成果品については、監督職員と協議の上、原則 Excel、Word 又は Jw-CAD による電子データを 2 部提出すること。（一部は PDF にて提出可）

(2) 実施設計業務

| 区分 | 成果物等 | 部数 |
|--------|---|--|
| 共通 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通設計図等 <ul style="list-style-type: none"> 表紙 図面目録 工事概要 工事区分表 特記仕様書 敷地案内図 配置図 面積表・面積計算表 法規チェックリスト | 1 部 適宜 適宜 適宜 適宜 適宜 適宜 適宜 1 部 |
| 建築（総合） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築（総合）設計図 <ul style="list-style-type: none"> 内外仕上表 平面図 立面図 断面図 天井伏図 屋根伏図 平面詳細図 炬計詳細図 各部詳細図 室内展開図 建具表 総合仮設計画図 ・ 関係法令等に基づく必要な各種申請図書（計画通知図書等） ・ 工事費積算書 ・ 単価算出表・数量計算書・使用刊行物 | 1 部 適宜 適宜 適宜 適宜 適宜 適宜 適宜 適宜 適宜 適宜 必要部数 金入り 1 部 金抜き 2 部 1 部 |

| | | |
|---------------|--|--|
| <p>建築（構造）</p> | <ul style="list-style-type: none"> • 建築（構造）設計図 <ul style="list-style-type: none"> 仕様書 構造基準図 構造伏図 軸組図 各部構造リスト 各部構造詳細図 ラーメン図 ブロック配筋図 土質柱状図 • 構造計算書 • 工事費積算書 • 単価算出表、数量計算書、使用刊行物 | <p>1 部 適宜 適宜 適宜 適宜 適宜 適宜 適宜 適宜 適宜 1 部 金入り 1 部 金抜き 2 部 1 部</p> |
| <p>電気設備</p> | <ul style="list-style-type: none"> • 電気設備設計図 <ul style="list-style-type: none"> 仕様書 敷地案内図 配置図 電灯設備図 動力設備図 電熱設備図 雷保護設備図 受変電設備図 静止形電源設備図 発電設備図 構内情報通信網設備図 幹線系統図 電灯コンセント設備系統図 電灯コンセント設備平面図 動力設備系統図 動力設備平面図 弱電力設備系統図 弱電力設備平面図 火災報知等設備系統図 火災報知等設備平面図 屋外設備図 • 電気設備設計計算書 • 関係法令等に基づく必要な各種申請図書（計画通知図書等） | <p>1 部 適宜 1 部 必要部数</p> |

| | | |
|------|---|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・工事費積算書 ・単価算出表、数量計算書、使用刊行物 ・各種計算書 | <p>金入り 1 部 金抜き 2 部</p> <p>1 部</p> <p>1 部</p> |
| 機械設備 | <ul style="list-style-type: none"> ・空気調和・換気設備設計図 <ul style="list-style-type: none"> 仕様書 敷地案内図 配置図 機器表 空気調和設備図 換気設備図 排煙設備図 自動制御設備図 屋外設備図 ・給排水衛生設備設計図 <ul style="list-style-type: none"> 仕様書 敷地案内図 配置図 機器表 衛生機具設備図 給水設備図 排水設備図 給湯設備図 消火設備図 厨房設備図 ガス設備図 汚水処理設備図 特殊設備設計図 屋外設備図 ・空気調和設備設計計算書 ・給排水衛生設備設計計算書 ・関係法令等に基づく必要な各種申請図書（計画通知図書等） ・工事費積算書 ・単価算出表、数量計算書、使用刊行物 ・各種計算書 | <p>1 部</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>1 部</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>1 部</p> <p>1 部</p> <p>必要部数</p> <p>金入り 1 部 金抜き 2 部</p> <p>1 部</p> <p>1 部</p> |
| 外構 | <ul style="list-style-type: none"> ・外構修景色設計図 <ul style="list-style-type: none"> 囲障・外構堀等平面図及び詳細図 造園植栽平面図及び詳細図 | <p>1 部</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> |

| | | |
|-----|--|--|
| | 舗装等平面図及び詳細図 雨水排水流出制御平面図及び詳細図 ・工事費積算書 ・単価算出表、数量計算書、使用刊行物 ・各種計算書 | 適宜 適宜 金入り 1 部 金抜き 2 部 1 部 1 部 |
| その他 | ・各種技術資料 ・構造計算データ ・各記録書 ・概略工事工程表 ・透視図 ・環境計算書 ・コスト縮減計画書 ・省エネルギー関係計算書 ・リサイクル計算書 | 適宜 適宜 適宜 1 部 3 カット 1 部 1 部 1 部 1 部 |

- ・ 建築（構造）の成果品は、建築（総合）基本設計の成果品の中に入れることができる。
- ・ 設計図は適宜追加することができる。
- ・ その他監督職員の指示によるものを成果品として提出する。
- ・ 成果品は、監督職員の指示により、製本とする。
- ・ 提出する成果品については、監督職員と協議の上、原則 Excel、Word 又は Jw-CAD による電子データを 2 部提出すること。（一部 PDF にて提出可）。
- ・ 電子データは最新のウィルスチェックを行うこと。
- ・ 見積もりによる設計単価については、原則として 3 社以上から徴収し比較調書を作成すること。見積もり以外は備考欄に出典、項数を記載すること。